

財団法人交流協会と亜東関係協会との  
航空安全に関する取決め

一 財団法人交流協会と亜東関係協会(以下「両協会」という。)は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項(11)及び(12)に関連し、日台双方において、地域的、国際的な航空安全を促進することを目的として、次に掲げる事項について日本側は航空・鉄道事故調査委員会(以下「ARAIC」という。)、台湾側は飛航安全委員会(以下「ASC」という。)の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

(1) 事故及び重大インシデント調査における協力

ARAIC及びASC(以下「両委員会」という。)は、日台それぞれの法令の範囲内で、国際民間航空条約第13附属書に規定される標準及び勧告方式に従い、かつ、それぞれの財源の範囲内で事故及び重大インシデント調査における協力並びにノウハウの共有を行う。

(2) 航空安全に関する協力

両委員会は、航空安全に関するノウハウの共有、航空安全に関する研修及び関連する管理上の問題について相互に協力するよう努める。

(3) 連絡先

両委員会は、事故が発生した緊急の場合に備え、両協会を通じ、別途、双方の連絡先を交換する。

(4) 経費

この取決めに規定される協力事項を実行するための経費は、別段の取決めがない限り、それぞれの委員会の責任とする。

二

(1) この取決めの改正は、両協会間の合意により、いつでも行うことができる。

(2) この取決めは、署名した日に効力を生じ、いずれか一方の側の協会が他方の側の協会に対して行う書面による通知によって終了させることができる。

この取決めは、ひとしく正文である日本語及び中国語により各2部作成し、双方の代表は、以上の証拠として、2008年5月5日、これに署名した。

財団法人交流協会代表

池田 維

亜東関係協会代表

陈 明 基